

中部運輸局自動車交通部

令和6年3月21日 14時00分発表

〈お問合せ先〉

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官
松岡、桑原 TEL 052-952-8038

トラック事業者を事業停止処分

中部運輸局は、貨物自動車運送事業法違反を確認した下記事業者に対し、事業停止処分等を行いましたのでお知らせします。

記

1. 事業者の氏名又は名称、住所並びに営業所

事業者名：株式会社 JAPAN TRANSPORTER.

(代表者：イビノソン フランシス フェリックス)

住所：三重県志摩市阿児町神明1887番地2

営業所：愛知県豊明市栄町元屋敷55

2. 行政処分等の概要

処分日：令和6年3月21日

処分内容：① 事業停止処分7日間

② 車両使用停止処分342日車
(9両を38日間の使用停止)

③ 文書警告

3. 監査端緒

令和5年4月2日に香川県高松市にて死亡事故を惹起したことを端緒に、中部運輸局が当該事業者に対して特別監査を実施。

4. 主な違反内容及び違反条項

(1) 認可を受けないで、中部運輸局長が指定する区域外に営業所を設置していた。

(貨物自動車運送事業法第9条第1項)

(2) 認可を受けないで、自動車車庫の位置を変更していた。

(貨物自動車運送事業法第9条第1項)

(3) 認可を受けないで、自動車車庫を国土交通省告示で定める距離を超えて設置していた。

(貨物自動車運送事業法第9条第1項)

(4) 事業用自動車を運転者の自宅に持ち帰らせていた。

(貨物自動車運送事業法第8条第1項)

(5) 認可を受けないで、乗務員の休憩又は睡眠のための施設を位置変更していた。

(貨物自動車運送事業法第9条第1項)

(6) 営業所において、運送約款を掲示していなかった。

(貨物自動車運送事業法第11条)

(7) 運転者の勤務時間及び乗務時間を国土交通省告示で定める基準の通り設定していなかった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)

(8) 運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)

(9) 事業用自動車について、定期点検整備(3ヶ月点検)を実施していなかった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)

(10) 事業用自動車の点検整備記録簿の記載が不適切であった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)

(11) 点呼を実施していなかった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)

(12) 点呼の記録の記載事項等が不適切であった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)

(13) 点呼の記録に事実と異なる記載をしていた。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)

- (14) 業務の記録の記載事項等が不適切であった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)
- (15) 業務の記録を保存していなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)
- (16) 業務の記録に事実と異なる記載をしていた。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)
- (17) 運行記録計による記録をしていなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)
- (18) 運行記録計による記録を保存していなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)
- (19) 事故の記録の記録事項が不適切であった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の2)
- (20) 運行指示書を作成していなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)
- (21) 事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する指導及び監督が不適切であった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)
- (22) 運転者に対する指導監督の記録をしていなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)
- (23) 運行管理者に対し権限を付与していなかった。
(貨物自動車運送事業法第22条第2項)
- (24) 輸送の安全にかかわる情報を公表していなかった。
(貨物自動車運送事業法第24条の3)
- (25) 事業用自動車の車体表示をしていなかった。
(道路運送法第95条)

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

- ・当該行政処分により付された違反点数 48点
- ・当該事業者が付された累積違反点数 55点